

はじめに

平成28・29年度の岡山市こころの健康センターの所報をお届けします。

平成28年度、29年度の2年間にも、精神保健・医療・福祉の領域ではさまざまな動きがありました。30年度に予定される診療報酬、介護報酬、障害福祉サービス等報酬のトリプル改定を控えて、精神保健・福祉・医療のそれぞれの分野で数多くの審議会、検討会が開催され、さまざまな論議が交わされました。また平成25年に制定された「アルコール健康障害対策基本法」に基づき、平成28年5月に国はアルコール健康障害対策推進基本計画を策定しました。この基本計画に基づいて、各都道府県は都道府県アルコール健康障害対策推進計画を策定しなければならないことになり、47都道府県のうちH30年度10月時点で推進計画を策定済みの自治体は、すでに28カ所となっています。しかしこの2年間での私たち精神保健・医療・福祉関係者にとってもっとも大きな出来事は、平成28年7月26日神奈川県相模原市の障害者支援施設「やまゆり園」で起きた大量殺人事件だったかもしれません。この事件によって、進みつつあった精神保健福祉法の改正は大きくその方向を変えることとなり、現在（平成30年12月）まだ法改正は行われていませんが、措置入院に関する制度の見直しはすでに進められています。

さて、私たち岡山市こころの健康センターも開設後8年目に入りました。開設当初から取り組んできた中心的事業である「地域移行・地域定着支援」「思春期・ひきこもり支援」「自殺対策」「依存症対策」のいずれも業務量が増え続けており、とりわけ前2者は増大する業務量に対応するだけで精一杯という状態になることもしばしばあります。しかし、精神保健福祉センターの仕事は、受け身になってしまえばすぐに質が落ちることは目に見えていますので、いずれの事業においてもつねに能動的に考え、動くこと、現在の業務を見直し続けることが必要と考えています。

この所報には企画立案、技術指導及び技術援助、人材育成、普及啓発事業、調査研究、精神保健福祉相談事業、地域移行・地域定着支援事業、依存症対策推進事業、地域自殺対策情報センター事業、ひきこもり地域支援センター事業、こころの健康早期支援事業、そして法定業務である精神医療審査会の事務局業務、自立支援医療費及び精神保健福祉手帳の判定事業、といった当センターの業務の全般が網羅的にまとめられています。簡略なダイジェストとなっていますのでこれだけで私たちの活動の全容をお伝えするのは難しいと思いますが、これをご覧になった関係者の皆さまが、それをきっかけとして当センターを利用、活用くださることを強く願っております。

.....

平成30年12月

岡山市こころの健康センター
所長 太田 順一郎